

奨励金交付について

1 奨励金交付対象牛について（事業実施要綱第3の3）

事業実施要綱第3の3の規定に基づき、奨励金交付対象牛は、**次に掲げる要件のうちいずれかを満たすものであって、その損益が交付対象者に帰属するものであり、かつ、販売後直ちに食肉となるものとなります。**

要綱第3の3の	対象となる肥育牛の例	枝肉価格算定に用いる品種毎の区分	
(1)	○牛マルキン交付対象牛 (早期肥育、一産取り肥育を除く) ○登録もれや販売報告もれ 等マルキンの交付対象とならなくとも 要件を満たしていれば可	肉専用種	和牛計
		交雑種	交雑牛計
		乳用種	乳牛去勢
(2)	○一産取り肥育 ○繁殖雌牛の廃用肥育 ○乳用種の経産牛肥育 ○不受胎牛肥育 等	肉専用種	和牛計
		交雑種	交雑牛計
		乳用種	乳牛めす
(3)	○マルキンの早期肥育 ○満18か月令未満で販売された乳用種 肥育牛であって、継続して5か月以上、 かつ、満12か月齢に達するまで肥育さ れた牛であれば、マルキン交付対象で なくとも可	乳用種	乳牛去勢

2 奨励金交付対象となる販売期間について

奨励金交付の対象となる牛は、**令和2年4月7日から令和3年3月31日までに販売された牛**となります。

3 奨励金の交付額について

要件	交付金額
①肥育経営強化計画で2つ以上取り組んでいる (枝肉価格下落に関係ありません)	2万円/頭
②肥育経営強化計画で3つ以上取り組んで、枝肉価格が 前年同月比で30%下落した場合	4万円/頭
③肥育経営強化計画で3つ以上取り組んで、枝肉価格が 前年同月比で40%下落した場合	5万円/頭

4 枝肉価格の下落について

毎月の枝肉価格の前年同月比は、農林水産省から公表されている中央卸売10市場の当該月の卸売価格の数値を用いて、農畜産業振興機構のホームページ上で公表します。